

勤労青少年ホーム条例を 廃止する等の条例

国の勤労青少年福祉法の一部改正により、勤労青少年ホームに関する規定が削除されることになり、勤労青少年ホームを廃止し、白岡市公民館条例に統合するものです。

問 勤労青少年ホームの講座などの事業は、30年度はどのようになるのか。

答 勤労青少年ホームの廃止により講座などの事業は、中央公民館事業に統合していくことになり、働く青少年に対する事業を公民館事業としていく。30年度の予算編成においても、これまでと同程度の30万円程度を可能な限り確保していきたい。

指定管理者の指定

しらおか味彩センター

しらおか味彩センターの管理運営を有限会社しらおか味彩センターに行わせるものです。期間は、30年4月1日から33年3月31日までです。

問 指定管理者は、会社の効率的な経営管理に努め、地産地消の拠点としての施設運営が求められると思うが、選定方法と選定理由を伺う。あわせて味彩センターはオープン当初から同社が継続して管理運営を行っているが、これまでの経営状況について伺う。

答 15年オープン当初は管理委託制度、18年度以降は指定管理者制度により継続して管理運営を行ってきた。23年度から26年度は赤字経営だったが、27年・28年は黒字経営となった。このことから、施設の目的をより効果的かつ効率的に達成できると認め選定した。

問 市は筆頭株主として、経営会議でどのようなアドバイスをしているのか。

答 売上向上におけたアドバイスをしたり、生産者や消費者の声をくんだりしている。

梨選果センター

梨選果センターの管理運営を南彩農業協同組合(JA南彩)に行わせるものです。期間は、30年4月1日から33年3月31日までです。

問 JAにしたメリットは。

答 当初からJAであり、管理料を支払っていないこと、梨生産者との信頼関係が築かれていることなどである。

学童保育所

学童保育所の管理運営をシダックス大新東ヒューマンサー



ビス株式会社に行わせるものです。期間は、30年4月1日から35年3月31日までです。

問 選定に当たっては、十分に審議したか。

答 プロポーザル方式で行い、事業計画書でチェックした後、プレゼンテーションにおける提案内容をもとに審議した。

問 危機管理体制については。

答 安全危機管理マニュアルにもとづき、防火対策、防犯対策などを行っているが、指定管理者との協定の中で見直しなどを含めて検討していきたい。

反対討論

シダックスに決定する前提で議案を上程されたが、市施設の適切な運営管理をするうえで、他業者との比較検討をすることなく、議案にシダックスだけ出され、経緯が明らかにされないため、業者との癒着などの疑惑を払拭することができないので反対です。

賛成討論

現在、学童保育所の運営は市で行われており、常時指導監督する常勤職員がいないことが課題であった。指定管理にすることで常勤職員が配置され、保護者からの要望に対応できることが期待されることから、賛成します。